

令和 4 年度札幌市後期高齢者医療会計予算

令和 4 年度札幌市の後期高齢者医療会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 30,512,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第235条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、歳入歳出予算額の 2 分の 1 に相当する額と定める。

令和 4 年（2022年）2月15日提出

札幌市長 秋 元 克 広

第1表 歳入歳出予算 歳入

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険収入		30,512,000 <small>千円</small>
	1 保 険 料	23,283,011
	2 繰 入 金	7,192,053
	3 諸 収 入	36,936
歳 入 合 計		30,512,000

歳出

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険費		30,512,000 <small>千円</small>
	1 総 務 管 理 費	710,262
	2 北海道後期高齢者医療 広域連合負担金	29,767,029
	3 諸 支 出 金	34,709
歳 出 合 計		30,512,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
預 金 調 査	令 和 5 年 度	千円 1,000